

令和元年5月29日、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し、令和元年6月5日に公布され、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます（令和4年4月1日施行）。これに伴い当法人も拡大対象規模（R2.7.1現在216人）に該当することになります。

この度、宮崎県労働局の指導により、R3.1.13下記の通り行動計画を作成し届け出を済ませました。計画期間（～R8.1.31）内に目標1及び目標2を達成できるよう法人として努めていきますので、高信会職員の皆様のご協力をお願いします。

## 医療法人社団高信会 次世代法・女性活躍推進法一体型 行動計画

男女が活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 2月 1日～ 令和 8年 1月 31日までの 5年間

### 2. 目標と取組内容

目標1： 男女ともに平均勤続年数を9年以上とする。  
R2.12.31 現在 高信会平均 7.8年

#### <取組内容と実施時期>

- 令和 3年2月～ 利用可能な両立支援制度の周知を行う
- 令和 3年2月～ 職場と家庭の両方において、男女がともに貢献できる風土づくりに向けた意識啓発のため、ワークライフバランス研修を行う

目標2： 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間6日以上とする。

#### <取組内容と実施時期>

- 令和 3年2月～ 年次有給休暇の取得の少ない部署を把握し、周知、啓発を行い取得を促進する

#### 【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性労働者の割合・・・50%（令和2年12月31日現在）